

<住設保証のびた君 保証約款>

日本電力株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社が延長保証サービスの対象とする新築住宅における住宅設備機器であり、かつ当社が発行する延長保証書記載の住宅設備機器（以下、「対象機器」といいます。）に対し、延長保証期間中（第2条④に定める期間をいいます。）に故障が発生した場合、住宅設備機器延長保証制度「住設保証のびた君」保証約款（以下、「本約款」といいます。）に基づいて、無料修理サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供いたします。

第1条（本サービスの目的）

当社は、当社が本サービスの対象機器に対し、ご入居後に発生した故障（第2条⑥に定める事項をいいます。）に対し当社指定の修理サービスを実施いたします。

第2条（用語の定義）

本約款において、次の各号に定める用語は、それぞれ以下の定義に従います。

- ① 保証書
当社が発行する「住設保証のびた君」保証書で、お客様番号、住所（集合住宅の場合は、マンション名、部屋番号に代わります）、各対象機器名、各対象機器保証上限金額、保証開始日、保証終了日、および発行日が記載されています。
- ② お客様
当社の発行する保証書に記載された住宅をいいます。
- ③ メーカー保証期間
対象機器のメーカーが提供する修理保証期間をいい、対象機器が引き渡し、または設置された日のうち、いずれか遅い日をもって、メーカー保証期間が開始したものとみなします。ただし、新築集合住宅の場合は、最初のお客様に鍵を引渡した日を保証開始日とします。
- ④ 保証期間
当社の発行する保証書に記載された、保証開始日から保証終了日までの期間をいいます。
- ⑤ 対象機器
保証書に記載された本サービスの対象となる機器をいいます。住宅に据え付けられていない住宅設備機器、および容易に移動可能な住宅設備機器は除きます。また、対象機器の引渡し、または、設置から1年以上のメーカー保証期間があるものをいいます。
- ⑥ 故障
電氣的、または機械的故障であり、対象機器の製造メーカーの保証規定にて保証対象となる故障をいいます。
- ⑦ 取扱説明書
対象機器の引渡し、または設置時に、対象機器に付帯されたメーカー作成の説明書をいいます。
- ⑧ リコール
設計・製造上の過誤などにより製品に欠陥があることが判明した場合に、無償修理・交換・返金などの措置を行うことをいい、法令によるもの、製造者・販売者による自主的なものを問いません。
- ⑨ コールセンター
当社、または当社の委託した本サービスを受付する窓口をいいます。

第3条（保証内容）

本サービス期間中に対象機器の取扱説明書、および本体貼り付けラベルなどの注意書きに従った正常な使用状態で本商品に故障が生じた場合、当社は次の各号に定める条件をいずれも満たしていることを確認した上で、本約款に基づき、当社指定の修理サービスを提供いたします。なお、お客様は、修理サービス方法について指定をできないものとします。

- ① 故障の発生日、および当社が修理依頼を受けた日のいずれも保証期間中であること。
- ② 第6条に規定する保証対象外となる事由・原因・費用などに該当しないこと。

第4条（本サービスの開始）

1. 当社は、当社の規定する保証料金のお支払いを受け、保証書を書面により発行いたします。
2. 本サービスは、当社の発行する保証書に記載された保証開始日から開始いたします。

第5条（報告義務）

お客様は次の各号に定める場合は、速やかにコールセンターにご連絡いただきます。連絡がなされない場合は、本サービス期間中であっても対象とならない場合があります。

- ① 延長保証サービス期間終了前に、氏名、または連絡先に変更があった場合。
- ② 対象機器に対し代替品がメーカーより提供された場合。

第6条（本サービスの対象外となる事由）

1. 対象機器の故障・不具合などが次の各号に定める事由の場合、本サービスの対象外になります。

- ① 対象機器以外の工事箇所が原因の故障。
- ② 対象機器の配管回りの漏れ・詰まり・破損。
- ③ 取付工事に起因する対象機器の不具合、および対象機器の据付不良。
- ④ 電池、フィルター類、 バッキンなどメーカーが定めた消耗品の交換。
- ⑤ 対象機器の部品交換を伴わない調整、および手直し修理（清掃、設定などで完了する事象）。
- ⑥ 当社以外で対象機器の修理を依頼された場合。
- ⑦ 保証書の情報と連絡先、および修理依頼品に相違がある場合。
- ⑧ 対象機器の機能、および使用の際に影響のない損害（対象機器の機能に支障のない単なる外観の損傷）。
- ⑨ 対象機器の物理的な移動や落下。
- ⑩ 動植物による対象機器への侵入・誤作動・損傷。
- ⑪ 地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・その他天災、ならびにガス害・塩害・公害。
- ⑫ 火災・落雷・破裂・爆発、または外部からの物体の落下・飛来・衝突・若しくは倒壊などの偶然、かつ外来の事由。
- ⑬ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事象、または、暴動。

- ⑭ 本サービスは、新築物件購入時の標準仕様の機器を保証するものであり、オプション・変更工事にて別途各部屋個別に取り付けた機器はサービス対象外である。ただし、例外として保証書にて保証する旨記載のあるオプション機器に関してはこの限りでない。
2. お客様により、次の各号に定める使用・管理が行われた場合には、故障との因果関係の有無にかかわらず、保証対象外になります。
- ① 対象機器に対し、電圧、周波数などメーカーが定める方法以外による電源を使用した場合。
 - ② 対象機器に対し、地方自治体の条例に基づく上水道以外の水の使用をした場合。
 - ③ 取扱説明書に禁止、または要注意事項として記載された方法で使用した場合。
 - ④ 書面によるメーカーの承諾を得ずに、対象機器に対する改造・修理が行われた場合。
 - ⑤ 対象機器が引渡し、または設置時の場所から移設されていた場合。
 - ⑥ 日常生活以外の業務用として対象機器が使用された場合。
 - ⑦ 保証書記載の事項に改ざんが行われた場合。
 - ⑧ 不適切な使用、または管理の不備によって生じた故障、傷、錆、カビなど。
 - ⑨ 故意、または過失による場合。
 - ⑩ 盗難・詐欺・横領、または紛失による場合。
3. 次の各号に定める費用は保証対象外となり、お客様の負担となります。
- ① 修理費用の一部、または全部が消耗品の交換である場合における当該消耗品の購入・修理・取付・撤去に要する費用。
 - ② 対象機器本体以外の機器・付属品の修理・取付・撤去に要する費用。
 - ③ 対象機器を修理するのにあたり必要となった、壁、床、天井、またはタイルなどの取り壊しと修復費用。
 - ④ 高所難所など特殊な場所における修理作業が必要になった場合に、当社が定める標準作業費を超過した場合。
 - ⑤ 対象機器のメーカーがリコール宣言を行った後にリコールの原因となった対象機器の部位にかかる購入・修理・取付・撤去に要する費用。
 - ⑥ 火災保険・動産総合保険など、保険契約による保険金により支払われるべき費用、または修理にかかる全ての費用。
 - ⑦ お客様からの修理依頼が虚偽であった場合の出張、または修理にかかる全ての費用。
 - ⑧ お客様の申告による故障状況、および故障原因の特定ができなかった場合の出張、または修理に要する全ての費用。
 - ⑨ お客様のご都合によって修理受付日より 1 か月経過しても修理の着手ができない場合。
 - ⑩ メーカーが設定した長期使用に伴う点検推奨表示の点灯等、不具合を伴わない場合の点検費用。
 - ⑪ そのほか前各号に類似する費用。

第 7 条 (間接損害)

次の各号に定める損害などについては本サービスの対象外となります。

- ① 対象機器の故障、または損傷に起因してほかの財物に生じた故障、もしくは損傷などの損害。
- ② 対象機器の故障、または損傷に起因して、対象機器、その他の財物が使用できなかったことによって生じた損害。
- ③ 対象機器の故障、または損傷に起因して生じた身体の損害 (傷害に起因する死亡、および経済的、または精神的損失を含む)。

第 8 条 (修理に関する特例)

対象機器の故障に関して、1 回の故障にかかる修理サービス費用が対象機器の同一機種、または同等品との交換費用を超える場合、または修理部品の欠品等により、修理が出来ない場合には、当該同一機種、または同等品を提供することにより修理サービスを提供したものとみなします。なお、代替品の提供にあたり、お客様は当社に対して機種、品名、その他の指定をできないものといたします。また、対象機器に使用される面材など、廃番、生産終了などにより、外観上同一にならない場合があります。

第 9 条 (保証上限金額)

1. 対象機器ごとの保証上限金額についてはお客様ごとに発行される保証書に記載の通りになります。
2. 対象機器が設置されている住戸について、相続、譲渡、売買、賃貸などにより保証書記載の名義が変更の場合は、その時点での保証上限金額が引き継がれます。また、その場合の保証内容にかかる当事者間のトラブルについては関与いたしません。
3. 保証上限金額とは、一度の故障等に保証される上限金額ではなく、保証期間における合計の保証金額の上限です。なお、保証上限金額を対象機器以外の機器に振替えることはできません。

第 10 条 (本サービスの終了)

1. 本サービスは、保証書に記載の保証終了日に終了いたします。
2. 対象機器の修理において、累積修理金額が当該機器に設定された保証上限額を超えた場合には、最終回の修理をもって当該機器の保証は終了します。

第 11 条 (約款の変更)

1. 本約款は、当社の定める標準約款になり、次の各号に定める事項に該当した場合には変更後の内容が適用されます。
 - ① 保証期間中に当社が標準約款の内容を変更する場合。
 - ② お客様の個別の要望などにより特別に約款の内容を変更した場合。
2. 前項の場合において、重要な変更を行う場合には、事前にお客様に変更内容を通知いたします。

第 12 条 (注意事項)

1. 本サービスは、ご加入いただいた後、保証料金の払戻は行わないものとします。
2. お客様は、本サービスにご加入いただいた時点で、本約款に同意いただいたものとします。
3. 当社より発行された保証書を紛失した場合には、本サービスが受けられない事があります。なお、保証書は再発行できません。

第 13 条 (見解相違の場合)

故障、および損害の認定などについて、当社、および当社業務委託会社と、お客様との間で見解の相違が生じた場合、当社、および当社業務委託会社は中立的な第三者の意見を求めることができます。

附則：本約款は、2026 年 5 月 1 日から適用します。